

4. 科研費制度について（主な変更点など）

■科研費の公募に当たって

1. 審査区分について
2. 審査の流れと評定基準等について
3. 研究計画調書の作成に当たっての留意点
4. 「研究計画最終年度前年度の応募」について

■令和8（2026）年度公募における主な変更点

1. 審査資料の電子化及びカラー化について（対象種目の追加）
2. 「国際性」に関する評定要素の追加について
3. 研究設備・機器の共用の促進について
4. 研究データマネジメントについて
5. 学術論文等のオープンアクセス化の推進について
6. 安全保障貿易管理情報の登録について

■その他

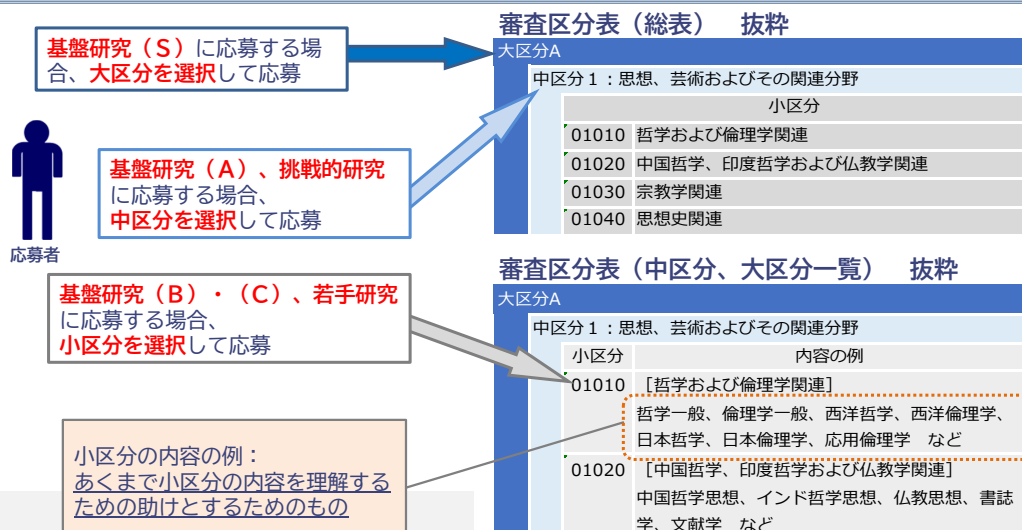
1. 研究者が支える科研費制度－研究者には3つの責務がある－
2. 審査委員候補者データベースの確認・更新について
3. 参考資料

出典： 上記項目については、次ページから文部科学省・学術振興会「令和7（2025）年度科学研究費助成事業説明会」資料2を抜粋し掲載しています。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/2025/g_3278.html

審査区分について

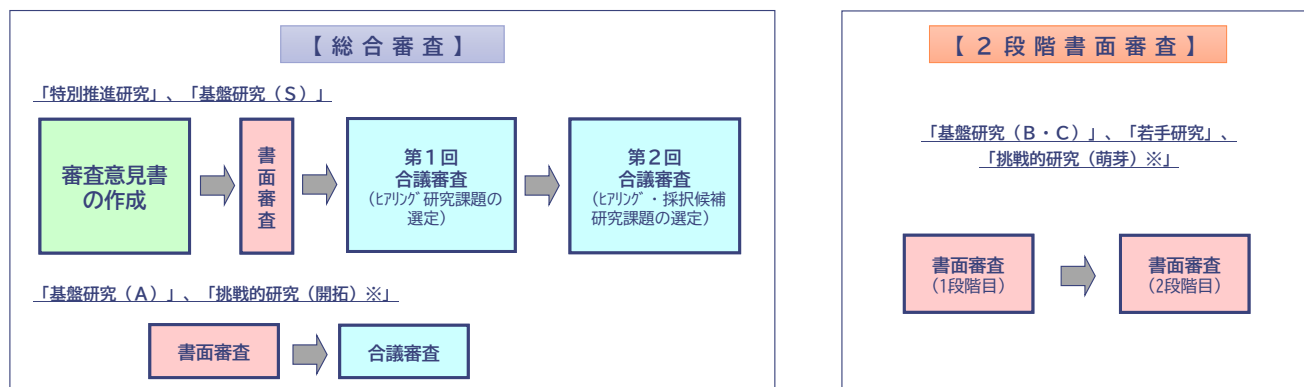
- “学問分野の体系化を趣旨としたもの”、“大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの”のいずれでもない。
- 固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう設定。
（小区分は「〇〇関連」、中区分は「〇〇およびその関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記）
- 応募者は自らの判断により、「応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。



審査の流れと評価基準等について

審査の流れ

科研費の審査は「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査システムとなっています。



※挑戦的研究は、必要に応じて事前の選考を行った上で、書面審査を行います。
なお、挑戦的研究（萌芽）の審査は、令和3（2021）年度公募以前は総合審査で行っていましたが、令和4（2022）年度公募からは2段階書面審査で行っています。

評価基準等

科研費の審査は各種目で定められた評価基準等に従って審査されますので、研究計画調書の作成に当たっては必ず評価基準等を確認してください。
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html#u20230311174420



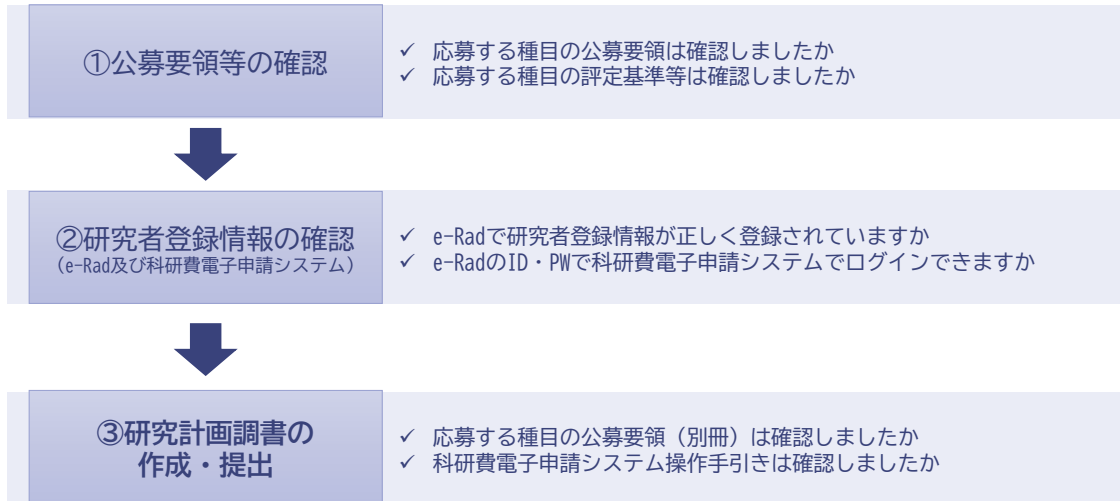
研究計画調書の作成に当たっての留意点

科研費の審査の概要を把握した上で研究計画調書の作成に当たっては、以下の点に留意してください。

- 研究計画調書は評価基準等に示す「評価要素」の観点に沿って作成してください。特に研究計画の学術的価値、独自性、創造性に関する内容を具体的にかつ明確に記述してください。
- 調書内の研究遂行能力欄は単に業績を羅列するのではなく、今回の研究計画を遂行する能力を有していることが確認できる内容を記載してください。
- 大区分・中区分で審査される研究種目は広い分野の審査委員で審査していることを意識し、内容は専門分野が離れた審査委員にも理解しやすいように記載してください。

(参考)研究計画調書提出までの主な流れ

応募に当たっては、以下の各資料等を参照してください。



(参考)審査に当たっての姿勢

科研費の審査は、以下の点に留意して審査を行っています。

◆ 研究計画調書に沿って長所、短所を見極めた上で研究課題の意義を評価する。

応募者のこれまでの実績だけで判断するのではなく、応募者が研究計画調書に記載した内容に基づいて、学術的独自性、創造性、実行可能性、研究目的の明確さ等を評価する。

◆ 研究計画調書に記載のない情報をもとに判断しない。

研究計画調書に書かれている内容を理解・確認するために、他の情報を参照することは差し支えないが、その情報から研究計画調書に記載のない内容を推察し、その推察した内容をもとに判断してはいけない。

◆ 評価要素の観点に沿って審査する。

評価要素以外の要素(審査区分、所属機関、年齢など)で採否を判断してはいけない。

(例)

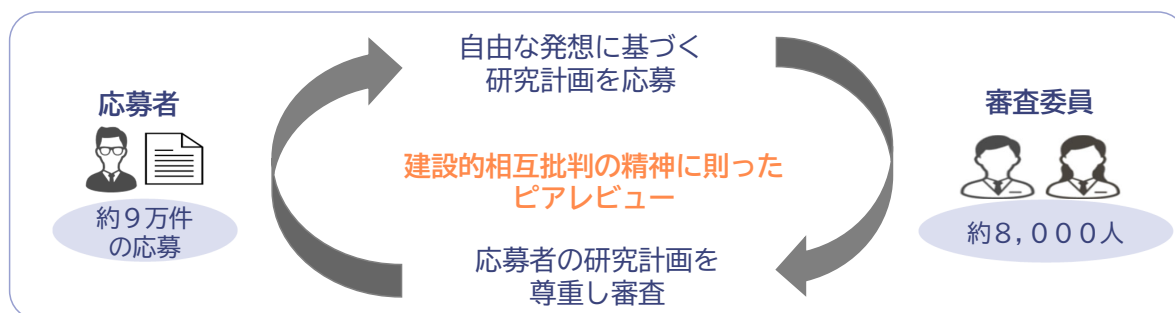
- ・当該審査区分において学術的価値を見出せるかで判断する。
科研費の審査区分は、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう設定しているため、審査区分の選択が不適切と思われるという理由だけで評価を下げ、学術的多様な広がりを妨げるようなことはしない。
- ・応募課題の学術的「問い」が明確であり、学術的価値を見出せるかで判断する。
科研費は基礎から応用までのあらゆる学術研究を対象としていることから、応用研究や大型プロジェクトに関連する研究であっても、それだけを理由に評価を下げたり・上げたりしてはいけない。

審査においては、次のことにも留意する。

- ・利害関係の排除
- ・守秘義務の徹底(情報漏洩の危険性から生成AIの使用も禁止)
- ・アンコンシャス・バイアスの存在を自覚し、できるだけ排除

応募する研究者の方へ

科研費の審査は、審査委員のみならず、応募者も含め、科研費に関わる全ての研究者等により支えられているものです。学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながります。



応募者の自由な発想に基づく研究計画が科学の発展の第一歩です。

学術的「問い」から生まれる課題に挑戦する研究を、科研費は支援します。

「研究計画最終年度前年度の応募」について

- 特別推進研究及び基盤研究の研究課題のうち、条件を満たすものについては「研究計画最終年度前年度の応募」として研究計画を再構築して応募することが可能です。
- 現在、Google検索等でAIによって「最終年度前年度応募は廃止された」との誤った情報が生成され、検索結果として表示される例が確認されていますが、令和8(2026)年度公募においても本制度は継続しています。
- **科研費の公募に関する情報は、公募要領の記載内容をご確認ください。**

検索結果として誤った情報が表示される例



令和8(2026)年度公募における主な変更点

- 審査資料の電子化及びカラー化について（対象種目の追加）
- 「国際性」に関する評定要素の追加について
- 研究設備・機器の共用の促進について
- 研究データマネジメントについて
- 学術論文等のオープンアクセス化の推進について
- 安全保障貿易管理情報の登録について

審査資料の電子化及びカラー化について

R8公募
から変更

研究者等のご要望に応え、一部の研究種目について審査資料の電子化・カラー化を実施しています。

内容のポイント

- 新たに「基盤研究（A）（一般）」の研究計画調書をカラーで受け付けることとしました。
審査委員は電子申請システムを通じてカラーの研究計画調書（PDFファイル）を閲覧し、審査を行うこととなります（研究計画調書をモノクロ（グレースケール）印刷して審査委員に送付することを取りやめます。）。

【審査資料の電子化・カラー化の対象の研究種目】※

- ・令和8(2026)年度「基盤研究（A）（一般）」

【既に審査資料の電子化・カラー化の対象となっている研究種目】

- ・令和7(2025)年度「学術変革領域研究（A・B）」、「学術変革領域研究（A）（公募研究）」、「奨励研究」
- ・令和6(2024)年度「特別推進研究」、「基盤研究（S）」
- ・令和5(2023)年度「研究活動スタート支援」、「国際先導研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

（※）上記以外の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。なお今後、審査状況を踏まえ対象研究種目を拡大していく予定です。

国際的に波及効果の高い学術研究の推進について

〈背景〉

- 我が国の研究力の強化に向けては、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等の政府方針に基づき、科研費については研究活動の国際化が求められています。
- これまで「国際共同研究加速基金」において国際共同研究や海外ネットワークの形成を促進してきましたが、コロナ禍後の国際研究交流の回復傾向や、「基盤研究種目群」における基金化の拡大状況等により、今後は、「国際共同研究加速基金」以外の研究種目においても、更なる研究活動の国際化が期待されています。
- 既に基盤研究等の枠組みでも国際競争力のある研究は数多く行われていることを踏まえ、「国際共同研究加速基金」として別枠で助成する仕組みではなく、審査によりそうした研究を見出し、助成する仕組みを構築することとします。

【参考】第12期研究費部会における科研費の改善・充実及び今後の議論の方向性について（中間まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/051/00001.htm

令和7年度公募から「基盤研究（A）・（B）・（C）」において以下の変更を行いました。

【評定要素】

- 「**研究課題の国際性に関する評定要素**」を新たに設けました。

【研究計画調書】

- 今回提案する研究が**どのような国際性を有するか**の記載を求めます。

学術研究の国際性の強化に向けた制度改革

令和7年度新規採択に向けた科研費制度改革のポイント

- 審査において「国際性」の評価基準を導入 ⇒ 採択課題のみならず応募課題も含めた研究の質の転換・向上
- 国際性の高い研究課題に対して研究費を重点配分 ⇒ 国際的に波及効果の高い研究の活性化
- 「国際・若手支援強化枠」を創設し、若手かつ国際性の高い研究課題を追加採択 ⇒ 若手研究者の研究機会の拡大

「国際性」の評価基準の導入

- 毎年約6万人の研究者が応募する「基盤研究（A・B・C）」の審査に、「国際性」の評価基準を導入。科研費の審査を通じて我が国としての「国際性」のあり方を見出し、**国際性を意識した質の高い研究を促していく。**

※「国際性」の評価においては、国際共同研究を行うものだけに限らず、将来的に世界の研究をけん引する「先導性」、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する「協同性」、我が国独自の研究としての高い価値を創出する「独自性」など、「国際性」として評価できる観点から審査

【科研費の評価基準】

- ✓ 研究課題の学術的重要性
- ✓ 研究方法の妥当性
- ✓ 研究遂行能力及び研究環境の適切性
- ✓ 研究課題の国際性（新規）※

「国際性」の評価による重点配分

- 「基盤研究（A・B・C）」においては、**国際性の評価が高い研究課題に対して研究費を重点的に配分する。**
- 国内外の物価高騰の影響により実質的な研究費が目減りする中、**国際的に波及効果の高い研究に十分に取組むことのできる研究費を確保し、研究の質を向上させる。**

「国際・若手支援強化枠」の創設

- 「基盤研究（B・C）」において、若手かつ国際性の評価が高い課題の追加採択枠を設けることで**若手研究者が国際性の高い研究課題に取り組む機会を拡大し、我が国のアカデミアを担う優秀な研究者を育成。**
- 将来に向けて我が国の研究力向上につながる研究の芽を育む。

「国際性」に関する評定要素の追加について【基盤研究(A・B・C)】

ポイント 評定要素の考え方

- これまでも「研究課題の学術的重要性」の中で「国際性」もピアレビューにより評価してきましたが、国際的に波及効果が高い学術研究を審査で可視化していくために「国際性」の評定要素を設けます。
- 各分野で「国際性」の定義は異なることから、できるだけ幅広い意味を持たせることにより、科研費の審査を通じて、日本としての「国際性」の在り方を見出していくことを目指します。
 - ・国際共同研究を実施していることのみをもって国際性が高いと評価するものではありません。
 - ・「国際性」の例示（下線部分）以外の内容であっても、当該分野で「国際性」として評価されるものは積極的に評価します。

令和7年度公募から適用される評定要素 【基盤研究A・B・C】

【A. 研究計画の内容に関する評定要素】

(1) 研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より幅広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

(2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

【B. 研究課題の国際性に関する評定要素】（新規：絶対評価）

- ・本研究課題の遂行によって、国際性（将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等）を発揮することが期待できるか。

基盤研究等の研究計画調書の変更について

ポイント 「1 研究目的、研究方法など」欄について

【基盤研究、若手研究、学術変革領域研究、帰国発展研究】

- ・（1）の「学術的背景」と（3）の「着想に至った経緯」は、記載内容に重複する部分や関連する部分が多く含まれることから、1つの指示書きとして（1）にまとめました。

【基盤研究A・B・C】 ※ページ数は変更なし（基盤A：6頁以内 / 基盤B：5頁以内 / 基盤C：4頁以内）

- ・（6）として「国際性」に関する記載を求める指示書きを追加しました。
- ・上記追加に伴い、（3）の「国内外の研究動向と本研究の位置づけ」と記載内容が重複するため、「国内外の位置づけ」を「関連分野の位置づけ」に修正しました。

変更前

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的及び学術的独自性と創造性、(3)本研究の着想に至った経緯や、関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、(4)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、(5)本研究の目的を達成するための準備状況、について具体的かつ明確に記述すること。
本研究を研究分担者とともに行う場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述すること。

変更後(R7公募～)

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1)本研究の学術的背景や本研究の着想に至った経緯、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的及び学術的独自性と創造性、(3)関連分野の研究動向と本研究の位置づけ、(4)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、(5)本研究の目的を達成するための準備状況、(6)本研究がどのような国際性(将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等)を有するかについて具体的かつ明確に記述すること。
本研究を研究分担者とともに行う場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述すること。

研究設備・機器の共用の促進について

- 共用が進まない背景にはやむを得ない要因があるものの、限られた研究費の有効活用を図る観点も重要であるため、補助事業の遂行に支障のない範囲内で共用を促進することが必要。
- 科研費の使用ルール(研究者・研究機関)において、科研費により購入した研究設備・機器の共用に努めるべき旨を定めることで、研究設備・機器の共用を促すとともに、研究費の有効活用を図る。

○研究者使用ルールの追加項目

【研究設備・機器の共用】

研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に基づいて構築する共用システムを通じて、所属する研究機関の内外への**共用に努めなければならない**。

- ・取得価額が1,000万円以上であること。
- ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。
- ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

○機関使用ルールの追加項目

【研究設備・機器の共用】

研究代表者又は研究分担者から寄付を受けた研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)に基づいて**共用システムを適切に構築することを通じて、当該研究設備・機器の共用の促進に努めなければならない**。その際、同ガイドラインp26に定める「研究設備・機器の見える化」については、当該研究設備・機器を研究機関独自の検索システム又は複数の研究機関が参照する検索システムに登録することにより、**研究機関内外に対して可視化することに努めなければならない**。

- ・取得価額が1,000万円以上であること。
- ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。
- ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

【参考】研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン

研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン 概要

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築を目指して～



- 我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要。研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置
- 各機関による幅広い共用の推進は、研究者に、より自由な研究環境を提供。各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的なマネジメントが重要
- 研究・事務等の現場による共用の推進及び経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るため、各機関の参照手引きとして、国がガイドラインを策定

共用システムを推進する背景

現状 ●一部の機関では設備・機器の共用の取組が進む一方、研究費が必ずしも必要な研究設備・機器にアクセスできていない ●予算減少により設備・機器の新規購入や更新が困難など、研究環境を取り巻く状況は依然深刻	方向 ●各機関が、研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識の上、共用をはじめとした新しい設備・運用計画の策定によって、経営戦略と明確に結びつけ、資源再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化	第6期科学技術・イノベーション基本計画 ・2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。 ・また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。
--	--	---

共用システムの構成にあたってのポイント（戦略的経営実現のための共用マインドセット改革、研究設備・機器を最大限活用・促進する共用システム改革、設備整備運用改革）

基本的な考え方 ■経営戦略における明確化 ●研究設備・機器も重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要。 ■「チーム共用」の推進 ●役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関として研究設備・機器の共用推進への協力が重要（チーム共用）。 ■「戦略的設備整備・運用計画」の策定 ●研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要。	共用システムの構成・運営体制 ■共用の経営戦略への位置づけ ●各機関の経営戦略に、①設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方策として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ること、を位置づけることが重要 ■「統括部局」の確立 ●共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確にし、明示的に位置づけることが重要 ●共用を含め、機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、それらに関わる仕組みやルールの策定、技術職員の組織化等を進めていくことが有効。	共用システムの実装に関連する事項 ■財務的観点 ●利用料金は、研究設備・機器の整備・運用をより継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要 ●機関の経営戦略を踏まえつつ、個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリーに応じた利用料金設定を検討することが有効 ●利用料金設定にあたり、設備・機器の多様な財源による戦略的な整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。 ■人材的観点 ●技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材。 ●研究設備・機器の整備・運用にあたって技術職員が持つ能力や専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれる。その際、貢献を可視化する取組も重要。
共用の範囲・共用化のプロセス ・戦略的な整備・運用には機関全体での共用システム整備が重要。 ・経営戦略を踏まえつつ、統括部局主導のもと、研究設備・機器のまとまる利用の範囲を設定しつつ、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要。 ・その際、経営層や財務・人事部局も巻き込むことが有効。	共用の対象とする設備・機器の選定 ・公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、経営戦略に基づく設備・機器の選定が行うことが望まれる。 ① 基礎的経費：共用化の検討を行うことが原則。 ② 競争的研究費：プロジェクト期間中でも共用が可能であることを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化を。	具体的な運用方法 ① 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計 ② 各機関の現場に基づく運用を確保する内部規定・標準の整備 ③ 使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化 ④ 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用 ⑤ 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

研究データマネジメントについて①

【背景】

我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンス推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められており、研究データに関して、2021年4月に、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(統合イノベーション戦略推進会議)が策定

「公募型の研究資金の全ての新規公募分について、研究データの管理・利活用を図るため、DMP及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを2023年度までに導入する」

科研費での対応状況

令和6年度から原則全種目(※)において、

- ✓研究開始にあたり、**研究代表者にDMP(データマネジメントプラン)作成を求めます。(交付申請時に提出は不要)**
- ✓**実績報告書・実施状況報告書において、科研費により生み出され、公開した研究データに関する情報(メタデータ等)の提出を求めます。**

※ 対象種目

特別推進研究、学術変革領域研究(A・B)、基盤研究(S・A・B・C)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究、特別研究促進費、特別研究員奨励費、国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究

参考(用語の解説)

- 研究データ:研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。
- 管理対象データ:研究データのうち、研究者の所属する機関の基準等に基づき、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。
- データマネジメントプラン(DMP):研究データの保存・管理、並びに、公開・共有、利活用に関する方針を定める計画書をいう。
- メタデータ:管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。

研究データマネジメントについて②

【公開するデータ・提出するメタデータの対象】

- 論文の根拠データは原則公開(※)。その他、研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望まれます。

※「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」に基づく根拠データは令和7年4月以降に新たに行う公募から即時オープンアクセスが義務付けられています

公開・共有のパターン					
メタデータ	A1 公開	A2 共有	A3 非共有 非公開	DMPの作成対象はすべて	
管理対象データ	B1 公開	B2 共有	B3 非共有 非公開	B4 共有	B5 非共有 非公開
			B6 非共有 非公開	提出対象	

【管理・利活用に当たっての留意点】

- 研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行ってください。
- ・ 研究分野等の特性や、データを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要があります。
- ・ 個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められます。
- ・ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切でない場合もあり得ることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ(時限付き非公開)期間を設定することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

学術論文等のオープンアクセス化の推進について①

論文のオープンアクセス(OA)とオープンデータを含め、研究成果の共有・公開を進め、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの取組が加速しています。

科研費は、これまで、研究成果の概要を国立情報学研究所のKAKENデータベース(外部サイト)で公開してきましたが、政府方針に沿って、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしていますので、**論文のオープンアクセス化の推進にご協力をお願いします。**

論文のオープンアクセス化とは

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすることです。

論文のオープンアクセス化によるメリット

①学術研究の発展

論文のオープンアクセス化が拡大すれば、学術情報を様々な制約なく流通させ、また入手することが可能となり、学術研究の発展に寄与します。また、異なる分野の研究成果に触れることも容易になるため、研究の幅が広がり、さらには、世界の国々の情報格差の解消にも役立ちます。

②研究者自身にとって

論文を発表した研究者自身にとっても、自らの研究成果に関する情報発信力が高まり、様々な利点が期待されます。

論文のオープンアクセスの方法

①学術雑誌を通したオープンアクセス(ゴールドOA)

OA論文を掲載している学術雑誌に、著者側がAPC(Article Processing Charge:論文掲載公開料)を支払って、論文をオープンアクセス化する方法。

→学術雑誌ごとにオープンアクセスに関するルールが定められているので、学術雑誌の投稿ルール等をご確認ください。

②機関リポジトリを通したオープンアクセス(グリーンOA)

機関リポジトリで論文等の研究成果をオープンアクセスにする方法です。機関リポジトリによるオープンアクセス化に、原則APCの支払いは発生しません。

→機関リポジトリへの論文登録に関して、詳しくは所属機関の図書館などの担当部署にお問合せください。

→ジャーナル掲載論文のグリーンOAの取扱いとは出版社ごとに異なるので、出版社のルール等をご確認ください。



学術論文等のオープンアクセス化の推進について②

R8公報
から変更

公的資金のうち令和7(2025)年4月以降に新たに行う公募から、学術論文及び根拠データの学術雑誌掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することが義務付けられています。

即時オープンアクセスの対象は、以下の2つです。

- ✓ 査読付き学術論文:電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文(著者最終稿を含む)
- ✓ 根拠データ:掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性及び再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ

科研費における対応

科研費の実施状況報告書・実績報告書において、学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の**即時オープンアクセスの実施有無**を報告してください。

※即時オープンアクセス対応ができない場合はその理由を報告してください。

- ✓ 「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることを意味します。
- ✓ 「即時」とは、掲載後の公開禁止期間(エンバゴ)がないことを意味します。

実施状況報告書・実績報告書に入力された学術論文及び根拠データ情報は、KAKENデータベースへ連携され、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で検索可能となります。

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)の
実施にあたっての具体的方策(関係府省申合せ 令和6年10月8日改正)
https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf



安全保障貿易管理情報の登録について①

- 研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、**研究機関による組織的な対応が求められます。**
- 我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- 科研費制度では、これまでも科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外為法に基づき規制されている技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、**安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認すること**を求めています。

令和7年度助成課題から、交付決定までに

外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの登録必須 及び、提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認を行います。研究機関は、当該事務を行うために必要な体制の整備を実施してください。



大学等に求められる主な取組

組織体制の整備・運用	技術の提供や機器等の輸出の確認手続	研究者・留学生等の出入国等における確認手続
- 担当部署等の決定・設置 - 関係規程の策定 - 学内研修 等	定められた手続きの徹底(用途・相手先等の確認 等)	- 留学生等への技術提供等に係る管理 - 共同研究の実施時の管理 等

参考

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_iishukanri03.pdf
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

安全保障貿易管理情報の登録について②

令和6年1月末のe-Rad改修により、安全保障貿易管理に関する機能として、機関の体制整備状況の登録が可能となりました。これにより、科研費は令和7年度助成課題から以下の対応を求めています。

科研費での対応状況

① 事前登録【e-Rad】

研究機関は、**e-Radの研究機関情報で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録**してください。



研究機関の事前登録

e-Radの研究機関情報で以下のいずれかを登録

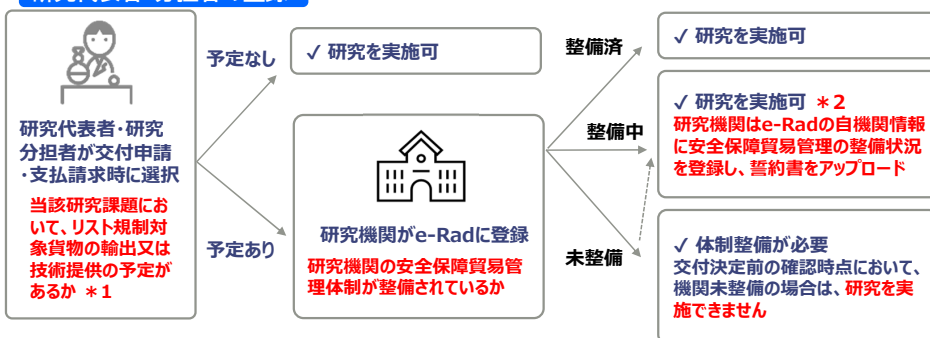
- a: 未整備
- b: 整備済
- c: 整備中



科研費電子申請システムに連携

② 交付申請(支払請求)時の確認【科研費電子申請システム】

研究代表者・分担者の登録



*1 リスト規制について

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度
対象は、経済産業省のHP (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>) で確認できます。

*2 安全保障貿易管理体制が整備中のみ研究を実施する場合

「リスト規制貨物の輸出又は技術提供を行う」又は「採択された安全保障貿易管理要件化対象の課題終了」のいずれか早い方までに、体制を整備済にしておく必要があります。

研究者が支える科研費制度 - 研究者には3つの責務がある -

「応募者」としての責務

- 現在、科研費は研究者にとってだけでなく、研究機関にとっても基盤的な研究費として大変重要な研究費として認識されていますので、研究機関が研究者に科研費への応募を促すこともあるかと思います。
- 科研費の応募は**研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化することは望ましくなく、応募者は自らの責任において研究計画を立案する必要があります。**
- 研究者は、研究計画調書の作成に当たって、**十分な準備と推敲を重ね、質の高い研究計画を応募するよう心掛けてください。**

「研究実施者」としての責務

- 応募研究課題が採択された研究者は、研究実施者として関係法令や補助条件等を遵守し、研究を実施することになります。文部科学省・日本学術振興会では、科研費の使い勝手が良くなるよう、運用上の改善を図っています。
- 科研費による研究は、**研究者の自覚と責任において実施するものですので、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は研究者個人に帰属します。**
- 研究者は、公的研究費を使用する者として、**研究倫理の自覚の下に、不正使用や不正受給、不正行為を決して行うことなく、研究活動に従事してください。**

「審査委員」としての責務

- 科研費の審査には、8,000名以上の研究者（科研費採択者等）が審査委員として参画し、公正で透明性の高い審査システムを支えています。
- 審査委員が担当する書面審査の件数を減少させるなどの改善を図っていますが、現在、9万件前後の新規応募があります。
- 研究者にとって、**審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要なことですので、積極的なご協力をお願いします。**

審査委員候補者データベースの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

令和6(2024)年4月以降、交付申請時に確認・更新いただくこととしました。 ※情報の確認・更新は通年で可能です。

＜科研費電子申請システムでの画面遷移順＞

「申請者向けメニュー」で交付申請情報入力ボタンをクリック→「審査委員候補者情報の入力・確認」→「交付申請書・交付請求書の作成」

- 特に、「①審査可能区分」及び「②内容の例」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、必ず確認・更新するよう、所属の研究者への周知と協力をお願いいたします。

【審査可能区分】

※「申請者向けメニュー」より、審査可能区分をダウンロードし、本区分、中区分、小区分の欄に必要事項を記入してください。
※ご登録の情報は、審査可能区分に登録されたままとなります。登録した情報は、審査可能区分に登録されたままとなります。登録した情報は、審査可能区分に登録されたままとなります。

区分名	①区分：審査可能区分
内容の例1	②内容：審査可能区分
内容の例2	③内容：審査可能区分
その他のキーワード1	④内容：審査可能区分
その他のキーワード2	⑤内容：審査可能区分
その他のキーワード3	⑥内容：審査可能区分
その他のキーワード4	⑦内容：審査可能区分
その他のキーワード5	⑧内容：審査可能区分

小区分1

区分名	①区分：審査可能区分
内容の例1	②内容：審査可能区分
内容の例2	③内容：審査可能区分
その他のキーワード1	④内容：審査可能区分
その他のキーワード2	⑤内容：審査可能区分
その他のキーワード3	⑥内容：審査可能区分
その他のキーワード4	⑦内容：審査可能区分
その他のキーワード5	⑧内容：審査可能区分

小区分2

【確認・更新をお願いする事項】

1. 基本情報（所属機関、職名等）
2. 「審査可能区分」及び「内容の例」
 - ・ 小区分：最大3つ（2つは必須）
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
 - ・ 中区分：最大4つ（1つは必須）
 - ・ 大区分：最大3つ（1つは必須）
3. 主な発表論文、受賞歴
4. 競争的研究費の獲得状況
5. メールアドレス

科研費コンテンツのご紹介①

研究者用ハンドブックについて

(日本語版)
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_e-book_2025/index.html#page=1
 (英語版)
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_e-book_2025en/index.html#page=1

(電子ブック：日本語版) (電子ブック：英語版)



(PDF：日本語版)



(PDF：英語版)



ポイント

PDFファイルのほか、
電子ブック形式（日本語/英語）にて掲載しています。
 研究者は、
 外出先でもスマートフォンやタブレット端末等により、
 使用ルールの概要等を容易に確認することができます。

科研費FAQについて

<https://kakenhi.jsps.go.jp/0pac/search.htm?s=rx0G0fVkf2N0cyIGoWPPekTSaEI>



ポイント

調べたいQAを検索しやすくするため、
視認性や検索の利便性を向上させた専用の科研費FAQ検索サイトを公開しています。

科研費コンテンツのご紹介②

電子申請システムの利用方法（操作方法）に関するお問い合わせ先について

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/index.html>



電子申請のご案内

電子申請が可能な事業

電子申請の入口をお間違えないようご注意ください。

科学研究費
助成事業
KAKENHI

国際交流事業

研究者養成事業

電子申請システムの利用方法に関するお問い合わせ先（必ず機関を通じてお問い合わせください）

コールセンター

0120-556739 (フリーダイヤル) ※日本語のみ (Japanese Only)

受付時間 9:30～17:30
 (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

お問い合わせは、必ず機関を通じて行うとしています。
機関内で周知の徹底をお願いします。

※公募要領や申請内容に関する質問については、各事業を担当している課へ直接お問い合わせください。
 コールセンターでは回答できませんので、あらかじめご了承ください。